

平成27年7月24日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

平成27年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下：「産業技術総合研究所」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 産業技術総合研究所における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,924件、契約金額は約462.5億円である。また、競争性のある契約は2,855件（97.7%）、約445.6億円（96.4%）、競争性のない契約は69件（2.3%）、約16.8億円（3.6%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の割合のうち、件数について変動はないが、金額についてはわずかではあるが増加（件数は2.3%同率で6件の増、金額は0.8%（2.2億円）の増）となっている。その主な要因としては、①「放射性同位体やポリ塩化ビフェニルの廃棄処分」、②「展示会への出展に伴う展示ブースの借り上げ」、③「Spring-8を利用して行う測定作業に伴う施設利用」などが不定期ではあるが新たに発生したことによるものである。

表1 平成26年度の産業技術総合研究所の調達全体像 （単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,836 (66.4%)	451.6 (85.8%)	1,965 (67.2%)	356.3 (77.1%)	129 (7.0%)	△95.3 (△21.1%)
企画競争・公募	868 (31.4%)	59.9 (11.4%)	890 (30.5%)	89.3 (19.3%)	22 (2.5%)	29.4 (49.1%)
競争性のある 契約（小計）	2,704 (97.7%)	511.5 (97.2%)	2,855 (97.7%)	445.6 (96.4%)	151 (5.6%)	△65.9 (12.9%)
競争性のない 随意契約	63 (2.3%)	14.6 (2.8%)	69 (2.3%)	16.8 (3.6%)	6 (9.5%)	2.2 (15.1%)
合計	2,767 (100%)	526.1 (100%)	2,924 (100%)	462.5 (100%)	157 (5.7%)	△63.7 (△12.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 産業技術総合研究所における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のよう
になっており、契約件数は2,163件(76.6%)、契約金額は約320.3億円(79.5%)で
ある。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約のうち、件数の割合については、減
少しているが、金額については増加している(件数は0.8%の減、金額は33.0%の増)。
その主な要因としては契約金額が大きい工事案件の一者応札の案件が増加したこと
によるものである。

また、一者応札・応募となった案件の中には、国等の委託事業の公募に際し、再委
託先を明記して応募し採択された受託研究契約に基づく再委託先の機関との契約など、
当初から契約相手先が一者に想定されるものの、公募による参加確認で一者であるこ
とを確認するプロセスを経ていることから、結果として一者応札・応募の割合が高く
なっている要因の一つにもなっている。

表2 平成26年度の産業技術総合研究所の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	599 (22.6%)	661 (23.4%)	62 (10.4%)
	金額	254.2 (53.5%)	82.6 (20.5%)	△171.6 (△67.5%)
1者以下	件数	2,053 (77.4%)	2,163 (76.6%)	110 (5.4%)
	金額	221.1 (46.5%)	320.3 (79.5%)	99.2 (44.9%)
合計	件数	2,652 (100%)	2,824 (100%)	172 (6.5%)
	金額	475.4 (100%)	402.9 (100%)	△72.5 (△15.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の各分野について、それ
ぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化など合理化に努めることとする。

- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
- (2) 一者応札の低減に向けた取り組み
- (3) 人材育成・情報の共有等
- (4) その他

(1) 適切な随意契約に向けた取り組み

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を
踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明
性を確保し合理的な調達を可能とすべく、随意契約によることができる事由につ
き、契約監視委員会の意見も踏まえ、規定化する。

- これまでの一者応札・応募となった案件の中には、国等の委託事業の公募に際し、再委託先を明記して応募し採択された受託研究契約に基づく再委託先の機関との契約など当初から契約相手先が一者想定の場合等も含まれていることから、契約内容を精査し、随意契約によることが妥当な案件については、随意契約に移行し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- 随意契約の規定化以降において新たに随意契約（少額・不落・不調による随意契約を除く）を行おうとする場合は、民間企業での技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた案件についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、随意契約を行う調達案件の妥当性について精査を行う。
- 随意契約の規定化以降において新たに随意契約を行った案件について、監事及び外部有識者によって構成される産業技術総合研究所契約監視委員会において事後点検を行う。
- 随意契約を行った案件について、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を産業技術総合研究所公式ホームページで公表する。
- 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れない調達案件について、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」の手続きを引き続き実施する。また、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合は、契約金額の適正性を確認することを前提に、その者と契約を締結することとする。

(2) 一者応札の低減に向けた取り組み

- 過去の納入実績を、製造メーカー別や納入事業者別の切り口でデータを整理し、入札情報の周知先候補を組織的に共有するとともに、入札等案件情報を産業技術総合研究所公式ホームページ等で周知するほか呼びかけを行う等により入札参加者拡大を図る。
【整理データの拡充 平成26年度比 2,000件の増】
- 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産業技術総合研究所公式ホームページにて調達情報を配信し、事業者が計画的に入札へ参加出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。
【掲載件数 100件】
- 調達情報について、産業技術総合研究所公式ホームページ掲載、新着情報配信（RSS配信）、メールマガジンの広報媒体を活用するなど、事業者へ情報配信する取り組みを継続して実施する。
- 産業技術総合研究所公式ホームページにおいて、地域センターを含む全拠点の入

札公告等がまとめて確認できるよう、調達情報のポータルサイト方式を引き続き実施する。

- 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する取組を継続して実施する。具体的には以下を基本とする。

事業内容	必要日数	
	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10日間	20日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業 (例. 調査、広報等)	5日間	15日間
ハ) イ及びロ以外の事業 (例. 印刷、物品購入等)	7日間(必要に応じ説明会実施)	7日間

- 複数年度にわたって事業を継続することが適当である案件については、複数年度契約に可能な限り移行し、複数年度化することによる規模メリット等から事業者の参入を促す。

(3) 人材育成・情報の共有等

- 契約手続き、調達改善等の取組に関する情報の共有、契約監視委員会点検による委員からの意見・指導等については、全国会計担当者会議等を定期的で開催し、周知徹底を図り、調達担当人材の育成に努める。
- 民間企業での技術的な専門知識を有する契約審査役が全地域センターに赴き、契約審査役のノウハウを伝承すべく、適正な仕様書作成に向けた契約審査における着眼点等の講義を実施する。
- 職員向けに所内イントラを通じた各種内規、マニュアル等の周知、e-ラーニング、所内研修により調達ルールの周知浸透を図る。

(4) その他

- 産業技術総合研究所の調達情報について、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等を公式ホームページ等に、閲覧者の利便性も勘案しつつ、契約に係る情報を適時に公表する。

(留意事項)

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)、「国等による環境物品等の調達の推進

等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から契約審査役等による事前の点検を受けることとし、その上で契約担当職の判断により手続を行うものとし、二重チェックを実施する。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

産業技術総合研究所では、平成26年度より「e-ラーニングシステム」を導入し、「調達制度」及び「外部研究資金等の適正執行」の課題等について全職員に対して毎年度受講することを義務付けており、継続してe-ラーニングにより適正な調達ルールの浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イントラ等を通じ、職員に周知徹底を図るものとする。さらに、会計検査院の決算検査報告や新聞報道などで他法人の事例が報告された場合、組織にとって大きなリスクとなると思料される事案については、イントラや所内研修などを活用し注意喚起を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

1) 調達等合理化推進チーム（以下、「推進チーム」という。）は、調達等合理化計画の策定を行う。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 理事（総務本部長）

副総括責任者 経理部長

構成メンバー 各研究拠点の契約担当職

- 2) 推進チームの下に、総務本部経理部及び各研究拠点の会計業務担当者が構成する調達改善に関する連絡会議を設ける。連絡会議において、会計業務担当者は調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達室長、各研究拠点の会計チーム長
施設計画室調達グループ長

- 3) 計画の推進に当たっては、総務本部経理部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される産業技術総合研究所契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約の妥当性に関すること、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、産業技術総合研究所公式ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。